

標準旅行業約款 (受注型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者の間で締結する受注型企画旅行に関する契約(以下「受注型企画旅行契約」といいます)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項に付し、本約款の定めと異なる規定が適用されるものとします。

第2条 当社が合法に定めたかつ、旅行者の不都合にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条 本約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額など旅行に関する事項を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

第3条 本約款で「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいいます。「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第4条 本約款で「通称」は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員との間でクレジットカード・デビットカード・インターネットその他の通信手段による申込みを受け、締結する受注型企画旅行契約をいいます。当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払は、本約款に定める、当該旅行者は債務を負う旅行代金の支払の日以降に別定する提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者が自ら承諾し、かつ当社が受注型企画旅行契約の旅行代金を第12条第2項、第14条第3項第2項に定める方法により受取ることを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

第5条 本約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払又は経理を履行すべき日によります。

(旅行契約の解除)

第3条 当社が、受注型企画旅行契約の履行に当たって、旅行者が本約款の定め旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受けることとなる他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けようとするときは、手配し、経理を管理することを引き受けなければなりません。

第4条 当社が、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者業、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

第1条 当社が、当社が受注型企画旅行契約の申込みをした旅行者による依頼がなかったときは、当社が旅行者の都合があることを除き、当該旅行者による旅行者で作られた旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行サービスに関する事項を記載した書面(以下「企画書」といいます)を交付します。

第2条 当社が、前項の企画書において、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第3条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第4条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第5条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第6条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第7条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第8条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第9条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第10条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第11条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第12条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第3章 契約の変更

第13条 当社が、旅行者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の変更(以下「変更」といいます)を行うことができるものとします。この場合において、変更は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

第14条 当社が、前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第15条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第16条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第17条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第18条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第19条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第20条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第21条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第22条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第23条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第4章 契約の解除

第24条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第25条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第26条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第27条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第28条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第29条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第30条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第31条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第32条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第33条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第34条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第35条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第36条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第37条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第38条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第39条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第40条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第41条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第42条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第43条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第44条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第5章 団体・グループ契約

第45条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第46条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第47条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第48条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第49条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第6章 旅程管理

第50条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第51条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第52条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第53条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第54条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第7章 責任

第55条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第56条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第57条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第58条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第59条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第60条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第61条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第62条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第63条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第64条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第65条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第66条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第67条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第68条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第69条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第8章 弁済業務保証金(旅行業協会の保証社員である場合)

第70条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第71条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第72条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第73条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

第74条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に、旅行代金の内訳として前項の取扱い料(以下「実取扱い料」といいます)の金額を明示することがあります。

別表第1 取消料(第16条第1項関係)

区分	取消料
(1) 次回以降の受注型企画旅行契約	
① イロからまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は限る。)	企画料金を相当する金額
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜日からあてはまる。以下同様)以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の20%以内	旅行代金の20%以内
③ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の30%以内	旅行代金の30%以内
④ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の40%以内	旅行代金の40%以内
⑤ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって1日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の50%以内	旅行代金の50%以内
⑥ 旅行開始日の前日に解除する場合は、旅行代金の100%以内	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によりする。

備考(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。(2) 本表の適用に当たって(旅行開始後)とは、別表特別補償規程第2条第3項に規定する「1営業日の提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第2 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次回に掲げる旅行契約を除く。)	
① イロからまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合は限る。)	企画料金を相当する金額
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の20%以内	旅行代金の20%以内
③ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の50%以内	旅行代金の50%以内
④ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の80%以内	旅行代金の80%以内
⑤ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以内(自旅行開始日)に解除する場合は、旅行代金の100%以内	旅行代金の100%以内
⑥ 旅行開始日の前日に解除する場合は、旅行代金の100%以内	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	当該航空機に係る取消料の規定によりする。

備考(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。(2) 本表の適用に当たって(旅行開始後)とは、別表特別補償規程第2条第3項に規定する「1営業日の提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第2 変更補償金(第30条第1項関係)

変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は施設の等級及び設備の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
4 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
7 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
8 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
9 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0
10 契約書面に記載した本邦内/海外旅行間地方の等級及び設備のそれと下回りに変更する	1.0	2.0

注1 旅行開始前とは、当該変更に関する旅行開始日の前日に旅行者に通知した時点(以下「旅行開始前」といいます)をいいます。注2 確定内容が交付された場合には、「契約書面」とあるものの「確定書面」と読み替えます。注3 注1及び注2の表に適用しない。この場合において、契約書面に関する確定内容の記載内容との間に確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。注4 第4号は1泊につき1件として取り扱います。注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗換等は1泊の中複数発生した場合であっても、1乗換等又は1泊につき1件として取り扱います。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
大阪府知事登録第2-1075
株式会社日本案内通信 (ニフアンコム)
Tel. 06(6348)9601
Fax 06(6341)9161